

ご結婚披露宴規約

ザ・クレストホテル柏では、ご結婚披露宴(以下、披露宴と称します)のご契約及びご披露宴会場(以下、宴会場と称します)のご利用に関して、下記の通り規約を設けてお申込みをお受けいたしております。

つきましては、宴会場のご利用、設営、お支払いなどについて、誠に勝手ながら下記の事項をあらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

1. 契約の成立

ご婚礼申込確認書にお客様(申込者)の署名及び当社所定の申込金のお支払いをもって契約は成立します。

2. お申込金

披露宴のご予約をいただいた場合、お申込時に、お申込金として金 10 万円を申し受けます。

3. 挙式・披露宴の設定と時間変更

宴会場のご使用は、設営から撤去を含め、事前に係員と打合せいただいた時間内で終了されますようお願いいたします。

あらかじめ取り決めた披露宴時間をお客様の都合により超過した場合は、所定の超過料金を頂戴いたします。ただし、次の宴会場利用時間との関連で、ご利用時間の超過に応じられない場合もございます。

4. お支払い

当社からご提示いたしましたお見積概算額からお申込金を差し引いた金額を、披露宴開催日の 10 日前迄に、当社指定の銀行にお振込くださいますようお願い申し上げます。

残金につきましては、披露宴日から 10 日以内に銀行振込、または現金にてお支払いくださいますようお願い申し上げます。

なお、前受金に余剰が出たときは、披露宴日から 10 日以内に精算の上、お振込名義人宛ご返金申し上げます。

5. 人数確定後の変更

お料理などをご用意させていただく人数(以下、有料人数と称します)の最終ご注文数は、披露宴開催日 2 日前の正午までに当社の担当係員あて必ずご連絡ください。上記期限を過ぎてご出席者が有料人数より減少した場合でも、すでに発注、その他手配が完了しているものに関しては、有料人数分の料金を頂戴いたします。また、すでに発注、その他手配が完了している別注品については、その料金を頂戴いたします。

6. お客様よりの解約および解約料

お客様が既に契約された挙式・披露宴を解約される場合は解約料を、変更された場合は変更料を頂戴いたします。その額は以下の通りです。

解約料(日数はお申し出の翌日から起算いたします)		変更料(日数はお申し出の翌日から起算いたします)	
お申し込み日から 81 日前まで	お申込金の全額	ご披露宴の 150 日前から 121 日前まで	お申込金の 10%
ご披露宴の 80 日前から 41 日前まで	お申込金の全額とご披露宴見積額の 20%と実費請求	ご披露宴の 120 日前から 81 日前まで	お申込金の 20%
ご披露宴の 40 日前から 21 日前まで	お申込金の全額とご披露宴見積額の 40%と実費請求	ご披露宴の 80 日前から 41 日前まで	お申込金の 50%
ご披露宴の 20 日前から 11 日前まで	お申込金の全額とご披露宴見積額の 60%と実費請求	ご披露宴の 40 日前から 21 日前まで	お申込金の全額と実費請求
ご披露宴の 10 日前からその前日まで	お申込金の全額とご披露宴見積額の 80%と実費請求	ご披露宴の 20 日前から 11 日前まで	お申込金の全額とご披露宴見積額の 10%と実費請求
ご披露宴当日のご解約	お申込金の全額とご披露宴見積額の全額と実費請求	ご披露宴の 10 日前からその前日まで	お申込金の全額とご披露宴見積額の 30%と実費請求
		ご披露宴当日のご変更	お申込金の全額とご披露宴見積額の全額と実費請求

7. 期日変更後の解約

期日変更後に、解約をされた場合は、解約料、又は期日変更料のいずれか高い方の金額を申し受けます。

8. お客様による装飾・撮影・余興等のお手配

披露宴に関する装飾、装花、音響・照明、余興、司会、衣裳、引出物等につきましては、当ホテルが指定する会社のご利用をお願い申し上げます。

お客様が指定会社以外の会社等のご利用を希望される場合は、当ホテルの施設を保全し、他のお客様のご利用との調整を図るため、事前に当ホテルと十分お打合せをいただき、これに沿った作業が可能なお社等であることを当ホテルが確認後、お手配くださいますようお願い申し上げます。

また、その場合に、ホテルスタッフによる立会の人件費、衣裳、引出物等の持ち込み品の準備または保管に関わる費用を申し受けます。

9. 損害賠償

お客様、あるいはお客様が直接依頼された業者、関係者の方は、ホテルの施設、什器備品等を破損、損傷させることのないよう十分ご注意ください。

万一ホテルの施設、什器備品等に破損・損傷が生じた場合は、お客様あるいはお客様が直接依頼された業者、関係者の方に、すみやかに修理していただくか、損害賠償金をご負担いただきます。

10. 禁止事項

1. 次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっておりますので、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- ① 盲導犬・介護犬以外のペット類の持ち込み。
- ② 大音響を発するものの持ち込み。
- ③ 発火または引火性の危険物の持ち込み。
- ④ 悪臭を発するものの持ち込み。
- ⑤ 法令または公序良俗に反する行為及び他のお客様のご迷惑になる言動。
- ⑥ ホテル備品を移動すること。
- ⑦ ご予約時の使用目的以外のご利用。
- ⑧ その他、法令で禁じられている行為。

なお、披露宴にご出席のお客様が、他のお客様の健康に影響をあたえるおそれがある伝染性の病気、症状を発症している事実が発覚した場合には集団感染を防止するため、ご利用をお断りさせていただく場合がございますのでご了承ください。

2. お客様または挙式・披露宴にご出席のお客様が、次の事由に該当する場合には、挙式・披露宴のご利用のお申込はお受けできません。すでに挙式・宴会場の仮押さえ、申込みを行っているもこれらの事由に該当することが判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします。

- ① 暴力団、暴力団員または暴力団関係者その他の反社会的勢力(以下「暴力団等」という)である場合。
- ② 暴力団等が実質的に経営権を有する法人、その他の団体である場合。
- ③ 法人その他の団体で、その代表者、責任者等が暴力団等である場合。

3. 挙式・披露宴の実施に伴い、お客様またはその関係者に対する抗議行為、いやがらせ等が発生し、他のお客様や近隣地域に迷惑がかかるおそれ大きいと当ホテルが判断した場合には、挙式・披露宴の申込みはお受けできません。挙式・宴会場の仮押さえの前はもとよりその後であっても上記判断につながる事由が判明した場合には、その時点でご利用をお断りします。

11. お客様に対する解約

次の場合、挙式・披露宴を解約させていただきます。

- ① お客様及び披露宴にご出席のお客様が 10.の規約に違反する場合、あるいはそのおそれのある場合。
- ② 規約 4.による前受金(申込金を差し引いた見積概算額)が 10 日前までにお振込されない場合、披露宴を解約の上、ご解約の場合に準ずる額のご負担をご請求させていただきます。
- ③ 天災その他、当ホテル側の責任に帰することのできない事由により宴会場の使用ができない場合。

なお、上記の場合の解約につきましては、解約にともなう損害賠償等、金銭のお支払いはいたしかねますのでご了承ください。

12. 施設内における事故・盗難

施設内において、お客様側の管理下で発生した事故・盗難につきましては、ホテル側は一切責任を負いませんので十分ご注意ください。

13. お支払いのご負担者

披露宴の解約料や披露宴代金のお支払いをいただけない等の場合には、勝手ながらお支払いは、ご両家の連帯負担として取り扱わせていただきますので、ご了承ください。

14. 規約の変更

1. この規約は、民法上の定型約款に該当し、この規約の各条項は、お客様の一般の利益に適合する場合または変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法の規定に基づいて変更します。
2. この規約の変更は、変更後の規定の内容を、当社所定のウェブサイトに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から適用されるものとします。なお、この規約を変更する場合、変更後の規約が適用されるお客様に、変更内容等を記載した書面を交付します。

なお、この規約は、結婚式・披露宴を行おうとするお客様と結婚式・披露宴宴会場との相互の信頼を高め、結婚式・披露宴を円滑に執り行うことを目的として、公益社団法人日本ブライダル文化振興協会が作成した「結婚式場・披露宴宴会場におけるモデル約款」を参考に作成されたものです。

◆個人情報取扱いについて

この申込確認書にご記入いただいた個人情報および、関連する打合せ等によりいただいたご列席者等の個人情報は、当該ご婚礼のご利用に関連して行うご案内・ご確認等の為にご連絡、商品の発送、代金の支払い・精算、その他館内でのサービス等に利用いたします。当ホテルは、業務の一部を他業者に委託する場合があります。委託する場合、個人情報の守秘義務管理、監督を含む契約を結ぶことにより個人情報の安全管理措置を遵守して利用いたします。